



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1381	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1382	〃	( 〃 ).....	2
1383	〃	( 〃 ).....	2
1384	優良演劇の推奨	(青少年・男女共同参画課).....	3
1385	有害図書等の指定	( 〃 ).....	3
1386	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
1387	〃	( 〃 ).....	4
1388	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	4
1389	〃	( 〃 ).....	5
1390	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	5
1391	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	5
1392	中島井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
1393	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	7

### ○ 監査公表

監査公表21号	.....	7
監査公表22号	.....	8

## 告 示

### 和歌山県告示第1381号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年12月22日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請年月日

平成26年10月21日

#### 2 名称

特定非営利活動法人寺子屋

#### 3 代表者の氏名

二階俊樹

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市島103番地1

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、将来を担う子供達や、子供達の育成に関わる大人達に対して、子供達の健全育成を助勢する事業や、災害救援活動に関する事業を行い、笑顔あふれる地域づくりに寄与する事を目的とする。

## 和歌山県告示第1382号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年12月22日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年10月22日

## 2 名称

特定非営利活動法人熊野の森をつくる会

## 3 代表者の氏名

藪内徹

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市本宮町請川379番地の1

## 5 従たる事務所の所在地

奈良県吉野郡十津川村竹筒165番地の2

## 6 定款に記載された目的

この法人は、森林がある地域、またその地域の住民を対象として、森林の造成及び育成、農林産物の生産に関する事業を行うことにより、地域の森林の持続的な利用及び保全、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1383号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年12月22日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成26年10月22日

## 2 名称

特定非営利活動法人ワークス・アールブリュット推進協議会

## 3 代表者の氏名

玉置徹

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡みなべ町東岩代321番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人や生きにくさを抱えている人たちに対して、芸術文化分野での感性を磨き自らを自由に表現する場やその仕組みをつくる為に、アールブリュット作家の育成と作品プロモーションに関する事業などを行う。そして、ノーマライゼーションの考えに基づき、障がいのある人が芸術作品を創作することによって、それらを仕事やライフスタイルの一部として主体的に選択し自立できることと、こころ豊かに誰もがそれぞれの違いを尊重しあう美しく活力のあるワークスタイル・アールブ

リユット活動の実現向上に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1384号**

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第6条の規定により、優良演劇として、次の演劇を平成26年10月22日推奨した。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1	推奨番号	平成26年-1
2	題 名	分岐点 もしも危険ドラッグを使ったら
3	公演時間	約50分
4	脚本・演出・演劇	りら創造芸術高等専修学校
5	演劇の内容	<p>主人公である高校2年生の少女は文化祭での発表を控えていた。しかし、練習はうまく行かず、家でも喧嘩ばかり。ある練習の帰り道、友人とも言い合いになってしまう。そこに通り掛かる少女の先輩は、気分が良くなると、魔法の薬（ハーブ）を少女に勧める。</p> <p>落ち込んでいた少女は、優しい先輩に勧められるまま、薬（ハーブ）を使ってしまう。やがて、薬物中毒になって薬（ハーブ）を求めようになった少女は、先輩を探して夜の街をさまよう。一方、少女の友人は、不登校になった少女を探して連れ戻そうとする。</p> <p>薬（ハーブ）と友人との間で揺れる少女の心。少女の選択は……</p> <p>引き続き、「薬物乱用防止特別授業」を上で受けた後と真剣に受けた後とではどうなるかとの想定で劇は繰り返される。その結果、「薬物乱用防止特別授業」を真剣に受けた後、先輩の誘惑をきっぱり断ることができ、無事に文化祭を迎えた。</p>

推奨理由

同演劇は、薬物中毒に陥った少女の人生を変える「分岐点」はどこかという点を観衆に問いかけるとともに「薬物乱用防止特別授業」の重要性を訴え、その内容は青少年の薬物乱用防止に大変役立つものと認められる。

**和歌山県告示第1385号**

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年10月22日指定した。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	裏モノJAPAN 11月号	01805-11	鉄人社
月 刊 誌	増刊エキサイティングマックス! 11月号 VOL.79	02092-11	ぶんか社
雑 誌	封印映像激裏ファイル	63803-47	コスミック出版
雑 誌	ウラレポ100	64244-44	三才ブックス
コミック	麗人 11月号	09613-11	竹書房
コミック	ayaアヤ 11月号	18815-11	宙出版
コミック	花音 11月号	17481-11	芳文社

コミック	禁断Lovers MAX vol.10	08578-11	ぶんか社
月刊誌	黄金のGT 11月号	12259-11	晋遊舎
雑誌	黄金のGT封印タブーBEST of BEST	63412-95	晋遊舎
月刊誌	実話ナックルズ 11月号	04877-11	ミリオン出版
雑誌	BLACKBOX VOL. 96	17843-11	マイウェイ出版
雑誌	BLACKザ・タブー VOL. 14	68513-38	ミリオン出版
雑誌	実話ブラックザ・タブーSPECIAL VOL. 6	68513-18	ミリオン出版

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
一般社団法人療創会	田辺市下万呂527番地の1	通所介護なかざりハビリテーションセンター	田辺市下万呂472番地の4	通所介護・介護予防通所介護	平成26.7.21

## 和歌山県告示第1387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社吉本	西牟婁郡白浜町庄川16番地の7	デイサービスセンター内の川	西牟婁郡白浜町内の川460-3	通所介護・介護予防通所介護	平成26.9.30

## 和歌山県告示第1388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
一般社団法人療創会	田辺市下万呂472番地の4	通所介護なかざりハビリテーションセンター	田辺市下万呂472番地の4	通所介護・介護予防通所介護	平成26.7.21

## 和歌山県告示第1389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
口井倫子	田辺市あけぼの45-5	くちい薬局	田辺市あけぼの45-5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成26.8.7

## 和歌山県告示第1390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011610288	いこら訪問介護事業所	有田郡有田川町徳田176-4	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社シルバークアたら	有田郡有田川町徳田176-4	平成26.11.1

## 和歌山県告示第1391号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「KATANA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「とってもエロス」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN LIMITED NEW STAGE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が

植物片のもの

- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH miracle TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「BEST SUMMER EVER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Summer HOLIDAYS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「DOG BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Heart Shot BLACK」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Heart Shot RED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「KING FLOWER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成26年11月8日

---

和歌山県告示第1392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成26年9月30日退任）

職名	氏名	住所
理事	木村光宏	岩出市中島171番地
理事	田村和平	岩出市中島557番地の2
理事	明渡茂樹	泉佐野市鶴原1丁目2番12-902号
理事	出口邦彦	岩出市中島469番地
理事	明渡美恵子	岩出市中島142番地
理事	藤井治男	岩出市中島1130番地
理事	山本隆章	岩出市畑毛208番地
理事	平野康夫	岩出市中黒93番地
理事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地
監事	三木秀一	岩出市中島996番地の15
監事	赤井啓二	岩出市畑毛193番地

2 就任した役員（平成26年10月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	宇治田文男	岩出市中島420番地

理事	楠本泰宣	岩出市中島161番地の1
理事	北川公功	岩出市中島100番地の1
理事	山本和弘	岩出市中島159番地
理事	藤木繁孝	岩出市中島480番地
理事	坂口邦夫	岩出市中島1140番地
理事	澤田寛	岩出市中島1053番地
理事	藤井有司	岩出市畑毛177番地
理事	赤井政次	岩出市中黒199番地
監事	藤井雅司	岩出市畑毛159番地の1
監事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地

### 和歌山県告示第1393号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町小河内字中平1377、字かば谷1421、1423、1426、1430、字柿原1435、1438、1439、字宇津木ノ郷1453の5、字ズミノ谷1458、1458の1、1459、字臼ノ谷1501・1501の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1502、字長藪1506から1508まで・1508の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1509から1511まで、1511の1、1512、1512の1、1513、1513の1、1513の2、字線郷谷1575、1575の1、1575の2、1583、1583の1、字木行谷1591、1591の1、1592、1593、1593の1
- 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成26年8月20日及び同月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月7日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 井 出 益 弘  
和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

- 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	平成26年8月20日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	〃
公益社団法人和歌山県体育協会	平成26年8月22日

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 公益財団法人和歌山県農業公社

(ア) 就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約677万円となっており、今後  
も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 就農安定資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で20万円となっており、今後も、  
未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

## イ 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成25  
年度末の借入金残高は、約128億800万円と前年より約8,600万円増加している。造林事業は伐期ま  
で長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方で、近年の木材価格  
は低迷しており、経営環境は非常に厳しい状況にある。

今後とも、全国の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年から80年に契約変  
更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴公社が策定した「分収林経営改善計画」を  
確実に実施されたい。

## ウ 和歌山県土地開発公社

(ア) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への  
移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、  
引き続き早期移管に努められたい。

(イ) 和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成25年度に住宅の分譲地として、新宮蜂伏  
団地等（5件）が売却されるなど努力されているが、依然として残っている土地が存在している  
ので、今後ともその売却に努められたい。

また、その他の土地についても早期処分にも努められるとともに、紀泉台西部土地については、  
その活用の方途を検討されたい。

## (3) 検討事項

なし

## (4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

## 和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年10月1日に実施した監査の結  
果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月7日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 井 出 益 弘



## 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
那賀振興局	平成26年10月1日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県農業試験場	〃
果樹試験場かき・もも研究所	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が昨年度に引き続き発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 公用車修繕において、誤った提出日の見積書を受領し落札決定していたので、適正に処理されたい。

## イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約401万円となっており、前年度末に比し約8万円増加しているため、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、前年度末に比し約59万円減少し、平成25年度末で約426万円となっている。

今後、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成25年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約30万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後、文書による催告に加え電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(オ) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(カ) 産休等代替職員費補助金において、補助対象とならないケースで誤って補助金を交付したため、返還金が生じていたので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(キ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

## ウ 那賀振興局建設部

- (ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (イ) 道路愛護会及び河川愛護会の愛護活動に対する報償費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。
- (ウ) 不用決定後譲渡した物品について、不用品処分調書により処理していたので、今後適正に処理されたい。

## エ 紀北県税事務所

- (ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.1%と前年度に比し0.6ポイント増加しており、平成25年度末の収入未済額も約3億2,749万円と、約5,468万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約87%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

- (イ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

## オ 和歌山県農業試験場

早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

## カ 果樹試験場かき・もも研究所

早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

## キ 和歌山県立那賀高等学校

- (ア) 物品管理について、レコーダー1台の現物確認ができなかったもので、適正に処理されたい。
- (イ) PTA等学校関係団体から支援を受けた、教育活動のために使用する物品について、寄附採納等の手続をしていなかったもので、適正に処理されたい。
- (ウ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。
- (エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (オ) 公費負担とすべき旅費を、育友会より別途支給としていた旅行命令があったので、適正に処理されたい。

## (3) 検討事項

なし

## (4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。